

平成25年度食育モデル事業について

1 概要

健康づくりや食文化の継承など、食に関わる多様な主体(行政・家庭・学校・地域・企業等)の相互の連携・協力を促進し、それぞれの活動分野で行われている取組みに新たな「つながり」を創出・展開することにより、地域特性を生かした食育を推進する。

また、本市計画については、概ね5年程度(平成 21 年度～25 年度)をその期間としており、食育モデル事業を通し、食育を効率的かつ効果的に推進していくための基本となる本市計画の施策の方向性等との整合性を加味しながら事業を展開する。

なお、モデル事業については、予算措置の必要性を十分に見極めながら、実施計画への位置付けなど状況に応じた対応について随時、協議・検討しながら進めていくこととする。

2 基本的な考え方

- (1) モデル事業については、その分野に関係する主体(団体等)が相互に連携・協力しながら、継続した取組みが可能であり全市的な仕組みへと展開が図れるような事業を構築・実施する。
- (2) モデル事業については、事業実施に係る課題や事業の効果等を検証しながら、食育推進委員会及び食育庁内推進会議における分野・組織横断的な協議を踏まえ、「新・市総合計画」実施計画に位置付けるなど、効果的・効率的な展開を図る。
- (3) モデル事業の取組みを市民に情報発信し、全市的な取組みとして展開されるよう、市ホームページや、いわき地域情報総合サイト等の広報媒体を活用し、随時、モデル事業の活動内容等を公表する。

3 平成 25 年度食育モデル事業

(※ 事業実施予定内容の詳細は、別添1「実施要領(案)」のとおり)

平成 25 年度食育モデル事業の実施については、上記の基本的な考え方を基に、庁内・庁外委員からの意見(別添2・3のとおり)を踏まえるとともに、本市食育推進の進捗状況等を本市食育推進計画に係る施策体系に則り、整理した結果、朝食の欠食率が高く、また、自由に昼食を選択する機会が増えたり、卒業後、親元を離れることで、食生活が乱れがちになる傾向がある高校生・大学生・社会人の若年層を対象に、モデル事業を実施(「若年層における食育事業」)することで、予算措置を行っているところ。

「若年層に対する食育推進事業」実施要領(案)

1 目的

中学校を卒業した後、生徒・学生達は、それまでの給食にかわって、自由に昼食を選択する機会が増えてきます。また、大学等への進学・就職等により、親元を離れることで、毎日の食事を自らの判断で選択するようになる。

学童期に身につけた「食」に関する基礎的な知識と望ましい食習慣を確実に自分のものにしてきよう、生徒・学生・青年層の食生活の自立を支援する環境を整える必要がある。

しかし、若い世代の食生活に関しては、栄養バランスの偏りや朝食の欠食など改善すべき点が多く、本市においても、朝食を欠食している割合は青年期(16～29 歳)で最も高い(※ 健康いわき 21 統計データより)状況となっている。

このことから、食生活が不規則になったり、栄養のバランスが乱れがちな高校生・青年期等の若年層を対象に、食に関する講話や体験学習の機会を提供し、健康づくりの基本である、正しい食生活についての普及啓発を図るとともに、高校生～青年層の心身にわたる健康の増進を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 食育講演会

- ① 対象者 高校生を含めた青年層の市民等
- ② 開催時期 平成 25 年6月頃(予定)
- ③ 開催場所 総合保健福祉センター 1階 多目的ホール
- ④ 演 題
「“弁当の日” が生み出す“くらしの時間” ～家族の絆はいつ生まれるか～」(仮題)
- ⑤ 講 師 調整中
- ⑥ 募集方法 市内の高校生及び大学生にチラシを配布し、広報いわき及び市公式ホームページに掲載し、募集する。
- ⑦ 申込方法 電話、FAX、Eメールとする。

(2) 高校生を対象とした栄養講話・料理教室 ※ モデル校を1校選定し、実施する。

① 栄養講話

- ア 対象者 当該高校の生徒、保護者で聴講を希望する方
- イ 開催時期 高校側と相談して決定(9月頃を予定)
- ウ 開催場所 当該高校の施設(体育館等)
- エ 演 題 「望ましい食習慣が健康に及ぼす影響について」(仮題)
- オ 講 師 調整中
- カ 募集方法 当該高校に、参加者を取りまとめてもらう。

② 料理教室

- ア 対象者 当該高校の生徒
- イ 開催時期 高校側と相談して決定(9月頃を予定)
- ウ 開催場所 当該高校の料理実習室
- エ 内 容 「栄養バランスのとれた手軽な家庭料理」
- オ 講 師 調整中
- カ 募集方法 チラシを当方で作り、当該高校で配布していただき、参加者を取りまとめ
てもらう。

(3) 青年層を対象とした料理教室 ※ 2回開催とする。

- ① 対象者 15歳(高校生等)～39歳までの青年層の市民
- ② 開催時期 平成25年10月及び11月頃を予定
- ③ 開催場所 公民館等の料理実習室
- ④ 内 容 家庭でできる和食、フランス料理等
- ⑤ 講 師 調整中
- ⑥ 募集方法 市内の高校生及び大学生にチラシを配布し、広報いわき及び市公式ホームページに掲載し、募集する。
- ⑦ 申込方法 電話、FAX、Eメールとする。申込多数の場合は抽選とする。

平成25年度食育モデル事業実施に係る事業計画等報告状況一覧(市食育庁内推進会議)

別添2

回答課名	平成25年度食育モデル事業計画について						平成26年度以降の食育モデル事業実施に係る方向性等について			
	事業名	関係課・団体等 (事業実施主体)	市食育推進計画における基本的な施策 ・施策の方向性		事業内容	事業実施により		今後の方向性等		
			基本的な施策	施策の方向性		期待される効果	課題となること	今後の方向性	自由意見	
行政経営課	意見等なし						意見等なし			
情報政策課	意見等なし						意見等なし			
財政課	意見等なし						意見等なし			
市民協働課	意見等なし						意見等なし			
消費生活センター	意見等なし						意見等なし			
環境整備課	学校給食フードリサイクル(札幌市の取組み)	○教育委員会(学校教育課等) ○小中学校 ○小中学校の児童・保護者等 ○農業振興課等 ○農業協同組合 ○農家	①学校・保健所等における食育の推進 ②地域における食育の推進	①給食を通じた食育の推進 ②関係団体・事業者等の連携による食育の推進	学校給食の調理くずや残食等の生ごみを堆肥化し、農家が生ごみ堆肥を使用した栽培した作物を子どもたちが食すことや、実際に調理くず等を使用した栽培活動を体験することによって、子どもたちに循環型社会を実感させ、食育、環境教育の充実を図るもの。	○実体験を通じた食の「循環」の学習 ○食の「循環」を学んだことによる学校・家庭での食べ残しの量の減少 ○食べ残し量の減に伴う環境負荷(ごみ排出、CO2排出)の低減	○学校給食の調理くずや残飯などの生ごみ堆肥化の方法 ○学校・保護者、農業協同組合等の理解・協力 ○学校の選定	意見等なし	当課では、生ごみの減量を目的として、コンポスト等により生ごみの堆肥化を推奨している。また、出来上がった堆肥は家庭菜園等の肥料に使用している人も多い。 しかし、今回の原発事故により家庭菜園をやめたという話を聞く。生ごみの堆肥化は、土と生ごみを混ぜて堆肥にするが、コンポスト等を利用する方の中には、土に触っても安全なのか、と思う方もいることから、生ごみを堆肥にしたもので野菜を作って、本当に安心して食べることができるのか疑問に思う人も多いと思われる。	
長寿介護課	意見等なし						意見等なし			
児童家庭課	意見等なし						意見等なし			
保健所総務課	意見等なし						意見等なし			
保健所生活衛生課	意見等なし						平成23年、焼肉店における腸管出血性大腸菌による食中毒により死者や多数の重篤者が発生した。中には、ハイリスクである子どもに生食肉を喫食させた事例もあったことから、消費者についても「安全な食」を自らも判断することが求められている。また、同年の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、食品が放射性物質に汚染されたことから、食品に対する不安も高まっている。これらの背景を踏まえ、今後の方向性として、「食の安全」に関する事業も柱のひとつとし、「食の安全に関する知識と安全な食を選択する力の習得」により、食育に繋げていけると良いのではないかと。		意見等なし	

平成25年度食育モデル事業実施に係る事業計画等報告状況一覧(市食育庁内推進会議)

別添2

回答課名	平成25年度食育モデル事業計画について						平成26年度以降の食育モデル事業実施に係る方向性等について			
	事業名	関係課・団体等 (事業実施主体)	市食育推進計画における基本的な施策・施策の方向性		事業内容	事業実施により		今後の方向性等		
			基本的な施策	施策の方向性		期待される効果	課題となること	今後の方向性	自由意見	
農政水産課	意見等なし								東京電力福島第一原子力発電所事故により拡散した放射性物質と食の関係(食品・農作物に含まれる放射性物質)を正しく理解するための食育教育を実施すべき。 《取組例》 ○食品衛生法に基づく基準値について正しい理解を深める ○生徒自らによる、学校菜園で作った野菜の放射性物質の検査	東日本大震災から1年6ヶ月が経過し、いわき産農作物のモニタリングでは検出下限値未満がほとんどであるものの、「いわき産は食べない」と頑なに拒否している方も少なくない。これが正しい理解に基づくものなのか、単に風評を恐れているのかが定かでない。放射性物質に関する理解を促進する場を設け、正しく理解することが肝要である。
水産振興室	意見等なし						意見等なし			
農業振興課	(仮称)伝統農産物再生事業	農業振興課	①地域における食育の推進 ②農林水産業とのふれあい、地産地消の推進や食文化の継承と振興	①食育推進運動の展開 ①食育推進に係る人材の育成・支援 ①関係団体・事業者等との連携による食育の推進 ②地産地消の推進 ②食文化の継承と振興	消えつつある在来農作物の生産者の募集・育成を図りながら、在来農作物の生産量を確保することにより、在来農作物の「再生」を図るとともに、オリジナルブランドの開発に取り組むもの。 また、在来農作物を食材とした料理等を提供する市民参加型のイベントを開催し、市民に対する在来農作物の普及啓発を図るもの。	先祖代々、脈々と受け継いできた、本市の貴重な固有資源である在来農作物を次世代に継承することとは、農・食文化への貢献度は非常に大きいものと考ええる。また、『究極の地産地消』を推進する土壌が培われるとともに、いわきのアイデンティティーを確立する一助になるものと考ええる。	原発事故を契機とした風評被害により、消費者からの敬遠されるなど、市内産農産物の取引価格の下落や取引量が減少しているため、生産者の生産や経営意欲が低下してきている。	意見等なし		
	(仮称)第三期新農業生産振興プラン推進事業費補助金(料理教室関係)	いわき市農業生産振興協議会(事務局:農業振興課)	○農林水産業とのふれあい、地産地消の推進や食文化の継承と振興	○農林水産業の体験・交流活動の推進 ○地産地消の推進 ○食文化の継承と振興	食農教育の充実や地産地消の推進等を図ることを目的に、小・中学生を対象とした、地元で生産された農産物を使った料理教室や地域に伝わる伝統料理に関する料理教室を開催するもの。	料理教室を開催することにより、児童・生徒への農業・農村の持つ役割の重要性や地産地消について理解が深まるとともに、いわき産農産物の消費拡大が期待できる。	原発事故を契機とした風評被害により、消費者からの拒否をはじめ、市内産農産物の取引価格の下落や取引量の減少等により、生産者の生産、経営意欲が低下してきている。			
商工労政課	意見等なし						新しい計画期間においては、放射線に対する理解を深めるモデル事業等の取り組みの要否についても検討を行う必要があるのではないか。		意見等なし	
産業・港湾振興課	意見等なし						意見等なし			
観光物産課	物産品販路拡大事業	社団法人 いわき観光まちづくりビューロー	○農林水産業とのふれあい、地産地消の推進や食文化の継承と振興	○食文化の継承と振興	市内で生産又は加工された商品の実演・販売をおこなう「いわきの観光と物産展(いわき大物産展)」を開催する。	○農林水産業とのふれあい ○食文化の継承と振興	事業実施に係るイベント告知方法			
	ふるさと産品育成事業	観光物産課	○農林水産業とのふれあい、地産地消の推進や食文化の継承と振興	○食文化の継承と振興	「地域における資源、技能等その特性を生かして生産し、又は加工されたふるさと産品の育成を図り、地域経済の活性化に資する」ことを目的に、ふるさと産品の育成に係る事業に対し、補助金を交付する。	○地場産品の育成 ○食文化の継承と振興	事業実施に係る補助事業の告知方法	○地場産品の育成 ○食文化の継承と振興 ○農林水産業とのふれあい	特に東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、これまで受け継がれてきた郷土料理や行事食などの食文化が衰退しつつあることから、これらを継承していくために、郷土料理や行事食に精通した人材を育成していくほか、各種イベント等での普及・宣伝活動を行う必要がある。	

平成25年度食育モデル事業実施に係る事業計画等報告状況一覧(市食育庁内推進会議)

別添2

回答課名	平成25年度食育モデル事業計画について					平成26年度以降の食育モデル事業実施に係る方向性等について			
	事業名	関係課・団体等 (事業実施主体)	市食育推進計画における基本的な施策 ・施策の方向性		事業内容	事業実施により		今後の方向性等	
			基本的な施策	施策の方向性		期待される効果	課題となること	今後の方向性	自由意見
学校教育課	いわきふれあい 弁当デー	○教育委員会学 校教育課 ○保健所地域保 健課	①家庭における食育の推進 ②学校・保育所等における 食育の推進	①食に対する感謝の気 持ちの涵養 ②子どもの発達段階に 応じた食育の推進、保 護者への普及啓発	小中学校の「給食のない 日」を「いわきふれあい弁 当デー」とし、児童・生徒が 家族や地域とふれあいな がら自分の弁当作りにか かわり、その弁当を学校に 持ってくる日とする。 取り組みを通して、児童・ 生徒が「食」について考え たり、家族とともに過ごす 「くらしの時間」の心地よさ や大切さを実感したりでき るように、各学校にて計 画・実施する。	○学校等における食育の 推進 ○望ましい食習慣や食に 関する適切な判断力の普 及啓発 ○食に対する感謝の気持 ちの涵養 ○家族団らんの機会の創 出	○食の安全に関する指導 の確立 ○児童・生徒の家庭環境 への配慮	意見等なし	
生涯学習課	意見等なし					意見等なし			
保健体育課	食育講演会	全課	①家庭における食育の推進 ②学校・保育所等における 食育の推進 ③農林水産業とのふれあ い、地産地消の推進や食文 化の継承と振興	①食に対する感謝の気 持ちの涵養 ②子どもの発達段階に 応じた食育の推進、保 護者への普及啓発 ③食文化の継承と振興	講師には、ふれあい弁当 デーに関する内容の講演 をしている方を依頼しいわ き市民に広く呼びかけ、弁 当コンテストとのコラボで いわきの食育推進の気運 醸成を図る。	弁当作りを通して家族団 らんの時間や家庭の味を 教えるきっかけとなり 「生きる」基本となる食に ついて考える機会を持つ 等、弁当作りの効果を広 め食育推進につながるこ とが期待される。	講師及び実施場所の確 保、予算など。	意見等なし	
	いわき市食育 コーディネータ (仮称)の養成	全課	①家庭における食育の推進 ②学校・保育所等における 食育の推進 ③農林水産業とのふれあ い、地産地消の推進や食文 化の継承と振興	①食に対する感謝の気 持ちの涵養 ②子どもの発達段階に 応じた食育の推進、保 護者への普及啓発 ③食文化の継承と振興	いわき市民に広く呼びか け、食育をコーディネート する人材を育成し、いわき の食育推進の気運醸成を 図る。 具体的には一定の研修 等を受けた人材の登録制 とし、要請に応じた人材の 紹介等を行う。	それぞれの部署で行わ れている食育活動の連携 や広く市民活動の中で行 われている食育をコーデ ィネートする人材を育成し、 いわき市としてのリーディ ング事業を展開していく基 本作りとなる。	講師及び実施場所の確 保、予算など。	意見等なし	

平成25年度食育モデル事業実施に係る事業計画等報告状況一覧(市食育推進委員会)

別添3

委員名	事業名	団体等(事業実施主体)	基本的な施策・施策の方向性	実施内容		
				事業内容	事業実施により期待される効果	事業実施に当たっての課題等
いわき市健康推進員協議会	各種健康教室(おやこ教室)	《実施主体》 ○いわき市健康推進員協議会 内郷方面 《協力団体》 ○子育て支援つどいの広場「子育てポピークラブ」	<基本的な施策> 地域における食育の推進 <施策の方向性> 関係団体・事業者の連携による食育の推進	他団体「ポピークラブ」との協力で乳幼児の保護者と共に「乳幼児に対する食育」の料理教室を25年度に計画する。	「違いのわかる舌は、幼児期につくられる。」 素材のもつ自然な味やいろいろな食や物の味や食感が受け入れられる。 また、よく噛むことで、丈夫な歯やあごを育てられる。	保護者と共に料理教室をする為、乳幼児の保育をとうずるか。(子育てポピークラブとの連携による対応も可。)
	ひとりでもクッキング	《実施主体》 ○いわき市健康推進員協議会 内郷方面	<基本的な施策> 学校・保育所等における食育の推進 <施策の方向性> 高校・大学等における食育の推進	市食育推進計画に係る数値目標に掲げられているとおり、青年期(16歳～29歳)における「朝食を欠食する市民の割合」は22.6%となっている現状値(H18調・健康いわき21)があることから、高校を卒業し、社会人、学生の一人暮らしとなり、益々、朝食を欠食することが懸念される高校3年生を対象に、ひとりでも出来る「料理教室」を実施する。	朝食の欠食を無くし、バランスの良い食生活をおくることができるようになることが期待される。	○(高校3年生を対象とした場合)実施時期はいつがよいのか。 ○実施場所はどこがよいのか(学校で行うべきか)。 ○公民館の調理室(30名から35名程度)で実施した場合、一般公募がよいのか。
いわき明星大学	500kcalのヘルシーメニューで健康的に	—	—	社員食堂等でカロリーや塩分を抑えた豊富なメニューからご飯・汁物・主菜・副菜(2種類)の合計で1人前平均500kcalを目安とした定食を提供し、栄養管理を行う。	食生活改善意識を高め、健康増進に繋げる。	昼食以外の食事にも意識を持てるよう、必要性を周知する。
	食べ残しを減らそう県民運動	—	—	生ごみの発生抑制を目的に、飲食店での食べ残しを減らす取組み、家庭での生ごみ発生抑制の意識向上の取り組みを行う。 (例)信州食育発信 3つの星レストラン 小盛り・ハーフサイズなど食べ残しを減らす取組み等を行う飲食店を募集している。	食べ残しを減らす取り組みから、食べ物を大切にすることや食への感謝が深まる。	○社会的な認知度の向上(PR) ○事業の継続
福島県栄養士会いわき支部	健康づくり事業(他団体における実施事業)	《実施主体》 ○郡山市健康振興財団	—	○健康相談、健康講座、ミニ健康講座(栄養相談・調理実習等) ○健康講演会 放射線に関する健康講演会を開催して健康の知識啓発を図る。 ○健康情報誌発行 ○市民の健康意識の向上を図る。	地域・市民の健康意識の向上に繋がる。	市民の健康に対する意識の向上をどう図るか。
いわき歯科医師会	障がい(児)者歯科診療事業	《実施主体》 ○保健所総務課 ○いわき市歯科医師会	<基本的な施策> 地域における食育の推進 <施策の方向性> 食育推進に係る人材の育成・支援 関係団体・事業者の連携による食育の推進	一般の歯科診療所では通院治療等が困難な障がい者を対象として、歯科診療を行う。 ○実施場所 いわき市休日救急歯科診療所(総合保健福祉センター内) ○診療日時 第1,第3水曜日、毎週木曜日 13時～16時 ○運営方法 (社)いわき歯科医師会に委託(指定管理者) ○根拠法令等 いわき市休日救急歯科診療所条例	障がいを持つひとが歯科を受診し、治療をうけて、食べる機能を回復し、食事が摂れるだけでなく、食事を楽しみ、健康を維持増進することができる。	平成23年度に診療日を増やしたが来院患者数は増加し続け、患者の来院間隔は月1回程度、治療終了まで長期間の通院が必要な状況。診療を行う曜日を増やすか、診療時間を延長する等の対応が必要。
	食べ方・飲み込み方についての相談室の設立・運営事業(指導者・訓練者の育成も含む)	《実施主体》 ○いわき歯科医師会 ○いわき食介護研究会	<基本的な施策> 家庭における食育の推進 地域における食育の推進	哺乳、離乳時から幼児期、学童期、思春期そして成人の食べ方の悩みや相談、丸飲み、舌前突癖、異常嚥下癖などの比較的軽度な食べ方の問題についてアドバイスと改善の仕方、訓練法を提供できる環境を整える。 摂食と嚥下の問題なので、医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、作業療法士、言語療法士、栄養士など複数の職種がそれぞれ情報を共有して対応していくシステムが必要である。	正しい食べ方、飲み込み方の習得により栄養の吸収が効率よくなる。 また口腔周囲筋の訓練で口呼吸が改善することで疾病の予防にもなる。全身の健康の維持増進につながる。	指導者、訓練者の不足。
	1歳半から3歳までの6か月間隔の乳幼児歯科健診・口腔清掃指導・食事指導事業	《実施主体》 ○いわき歯科医師会 ○いわき市衛生士会	<基本的な施策> 家庭における食育の推進 地域における食育の推進	1歳半健診後、3歳まで6か月間隔で歯科健診、食事指導・口腔清掃指導をおこなう。3歳までのう蝕は食生活の乱れが原因である。1歳半の時点で食に問題がある小児を抽出し集中的に指導・管理することで、より早い時期から乱れた食生活を改善させることができる。それは健全な食生活ができる口腔を確保し、今後の食育につながる。	健康な口が損なわれつつある小児を早期に抽出し、治療を促し、指導・管理していくことで健康な口に戻すことができる。この時期の重症う蝕は、虐待とくにネグレクトとの関係がある。虐待死が多い幼稚園入園前・保育所入所前の時期に、保護者と小児を指導・管理することができる。	食育で何をどのようにし、健康を維持・増進していくのかを伝える前に、まずなんでも食べられる口であることがまず必要。